

# 官報号外

昭和四十一年三月二十九日

## ○第五十一回 衆議院会議録 第三十三号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十一年三月二十九日

午後二時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 文部省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

運営委員長提出

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国土開発総合自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国土開発総合自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国土開発総合自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年三月二十九日 衆議院会議録第三十三号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。  
○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。



## 日程第二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口嘉久一郎君) 日程第一、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

## 文部省設置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十一年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

第七条中第十五号を第二十一号とし、第十四号の二の次に次の六号を加える。

十五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

十六 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行ない、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用供すること。

十七 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

十八 外国の教育事情について、調査研究を行ない、及びその結果を利用供すること。

十九 文部省の所掌事務に関する年次報告、要

質、時報等を編集し、及び頒布すること。

二十 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

二十一 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

二十二 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

二十三 第十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第十三条第一号中「、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研修所及び日本芸術院」を「及び国立社会教育研修所」に改め、同条第二号中「(国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

二十五 第十一条を次のように改める。

二十六 第十一条を次のように改める。

二十七 第十一条を次のように改める。

二十八 第十一条を次のように改める。

二十九 第十一条を次のように改める。

三十 第十一条を次のように改める。

三十一 第十一条を次のように改める。

三十二 第十一条を次のように改める。

三十三 第十一条を次のように改める。

三十四 第十一条を次のように改める。

三十五 第十一条を次のように改める。

三十六 第十一条を次のように改める。

三十七 第十一条を次のように改める。

三十八 第十一条を次のように改める。

三十九 第十一条を次のように改める。

し、及び締結すること。

五 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

六 国内におけるユネスコ活動に関すること。

七 日本国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所及び日本芸術院に關し、予算案の準備その他他の他部局に屬しない事務を行なうこと。

八 文化的振興及び普及のための補助に関すること。

九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用供すること。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

十三 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及び申しあげます。

十四 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

十五 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

十六 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

十七 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

十八 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

十九 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

二十 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

二十一 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

二十二 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

二十三 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

二十四 第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告

する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

二 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

三 第七十六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

四 第七十六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

五 文部省調査局を廃止し、本省の内部部局として新たに文化局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六 文部省調査局を理事岩動道行君。

七 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十一 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十二 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十三 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十四 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十五 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十六 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十七 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十八 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十九 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二十 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二十一 文部省調査局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





額の算定倍率を同様に引き上げようとするものであります。

なお、附則において、国会閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雜費に関する法律を廃止し、これに伴い、裁判官彈劾法について、訴追委員及び裁判員の職務雜費に関する規定を削除し、

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律についても同趣旨の字句整理を行なうとともに、この法律施行に必要な経過措置を規定して、昭和四十一年四月一日から施行しようとするものであります。

本法律案は、議院運営委員会において起草、提出されたものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたしました。

第五条中「六億円」を「七億五千万円」に改めます。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

理由

中小企業投資育成株式会社の事業の拡充を図るために、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行価額の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第九条中「者及び」を「会社であつて」だ、「者を」を「もの及び常時使用する従業員の数が三百人を超える個人を」に、「貸す」を「行なう」に改める。

第十七条第一項中「貸す」を「行なう」に改める。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

理由

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

中小企業の近代化を促進するため、減価償却の特例の適用範囲を拡大する等の必要がある。これ

中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「六億円」を「七億五千万円」に改めます。

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

二 中小企業金融公庫法の一部改正

三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「六億円」を「七億五千万円」に改めます。



他又は貸付料に準用する。

め、同条第一項中「借主」を「借主又は譲受人」に改める。

第七条の見出しへ(期限前償還等)に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けをした場合において、譲受人又は借主が、次の各号の一に該当するときは、当該譲渡の対価の支払期日前にその譲受人に對し当該中小企業の支払期日前にその譲受人に對し当該中小企業の支払期日前にその譲受人に對し当該中小企業の支払を請求し、又はその契約を解除することがで

きる。  
一 中小企業共同工場をその譲渡又は貸付けの目的以外の目的に使用したとき。  
二 譲渡の対価又は貸付料の支払を怠つたとき。  
三 その他正当な理由がないのに譲渡又は貸付けの条件に違反したとき。

第八条の見出しを(償還等の免除)に改め、同条第一号中「借主の責」を「借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡又は貸付けを受けた者)の責め」に改め、「設備」の下に「渡し、又は貸し付けた設備」を加え、同条第二号中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「同条第三号の二」を「同項第三号の二若しくは第三号の三」に、「事業協同組合又は事業協同組合」を「商業協同組合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、中小企業共同工場の譲渡の対

第九条第一項中「借主」を「借主又は譲受人」に改め、「償還せず」の下に「若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わざ」を加え、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に、「第七条第一号又は第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」に改め、「貸付けの日」の下に「又は中小企業共同工場の譲渡の日」を加え、「貸付金の金額」を「貸付金又は譲渡の対価の金額」に改める。

第十条第一項中「又は」を「中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「及び前条の違約金」を「貸与事業又は」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「及び前条の違約金」を削り、「及び附属雜収入」を「中小企業共同工場の譲受人又は借主からの支払金(第七条第二項の規定による請求に係る支払金を含む)」、前条の違約金及び附属雜収入に改め、「貸付金」の下に「中小企業共同工場貸与事業に要する費用」を加え、同条第三項中「貸付事業」の下に「又は中小企業共同工場貸与事業」を加える。

第十五条 都道府県が国からの補助金を財源の一部として貸し付ける資金であつて第三条の二第一項第一号に掲げるもの(以下「設備貸与資金」といふ)を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならぬ。  
一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされてゐること。

二 その中小企業設備貸与事業の業務の方法が通商産業省令で定める基準に従い定められてゐること。  
三 中小企業設備貸与事業の運営に當たつては、特に小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

条第二項の規定によるものに限る。)の額は、当該都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業に要する費用の財源として必要な資金の五分の一以内で、かつ、当該都道府県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条第一項中「貸付事業又は」を「貸付事業又は」に、「行つて」を「行なつて」に改める。

第十四条中「都道府県への償還金」の下に「又は中小企業共同工場の譲受人若しくは借主からの支払金」を加え、同条の次に次の六条を加える。

四 中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けを受けた者の依頼に応じて当該設備の効率的な利用に資するため必要な指導を行なう事業をあわせて行なうものであること。  
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める要件に適合すること。  
第六条 中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条の規定にかかわらず、都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行なう中小企業設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

第十七条 都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けについては、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二章の規定は、適用しない。

(中小企業構造改善事業計画の承認)

第十八条 特定組合は、中小企業構造改善事業を行なおうとするときは、中小企業構造改善事業計画(以下「構造改善計画」という)を作成し、これを通商産業大臣及びその特定組合を所管する大臣(以下「主務大臣」と総称する)に提出して、その構造改善計画が適切である旨の承認を受けることができる。

第十一條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「國からの貸付金」の下に「(第三条第一項の規定によるものに限る。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

一 その中小企業設備貸与事業の業務の方法が行なおうとするときは、中小企業構造改善事業計画(以下「構造改善計画」という)を作成し、これを通商産業大臣及びその特定組合を所管する大臣(以下「主務大臣」と総称する)に提出して、その構造改善計画が適切である旨の承認を受けることができる。



第七条 中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第七十二号）の一部を次のよう  
に改正する。

第一条中「中小企業近代化資金助成法」を  
「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三  
条」を「第三条第一項」に改め、「貸付事業」  
の下に「又は同条第二項の規定による中小企業  
共同工場賃与事業」を加える。

の下に「(同項第二号の貸与機関が同号に規定す

理由

る設備を譲渡し災害を受けた者で政令で定めるものに対しその者が当該災害を受ける以前に譲り渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む。」を加え、「同法第五条」を「同法第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法第五条第二項の中小企業共同工場であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に譲度又は貸寸ナを受

都道府県は、中小企業近代化資金等助成法第五条第二項の中小企業共同工場であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に譲渡又は貸付けを受けたものについては、同項の規定にかかるわらず、その譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間を二年をこえない範囲内において延長す

けたものについては、同項の規定にかかるらず、その譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

正(一)

第七条 中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第七十二号）の一部を次のよう

に改正する。

「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項」に改め、「貸付事業」の下に「又は同条第二項の規定による中小企業

本案は、名古屋中小企業投資育成株式会社の資金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受けける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行

四日に、それぞれ当委員会に付託され以来、法律案を一括議題とし、質疑が行なわれ、きわめて熱心な審議がなされたのであります。その詳

君の起立を求める。

ます、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

化資金助成法の一部を改正する法律案は二月二十四日に、それぞれ当委員会に付託され、以来、三法律案を一括議題とし、質疑が行なわれ、きわめ

二案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めるま  
す。商工委員長天野公義君。

め、中小企業高度化資金の貸し付け条件等について助成内容の充実をはかるとともに、小売り商業連鎖化、いわゆるボランタリーチェーン事業の助成

連鎖化事業について適切なる指導を行なうとともに、企業組合が中小企業構造改善事業を行なう場合も、本法による課税の特例と同様の優遇措置が

貸し付ける事業等を行なう者道府県に対し田畠を成を行なうことができる」ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を拡大して自己資本の充実を促進しようとするものであります。

の また 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきましては、事業協同組合も本法に定める税制上の優遇措置が受けられるよう措置すべき旨の、まこと中小企業近代化資金助成法の一

中小企業の近代化を促進するため、小規模企業者の工場の集団化を促進するのに必要な事業協同組合等の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これを譲り渡し又は貸し付ける事業、事業協同組合等が小売商業連鎖化計画に基づいて小売商業を営む中小企業者の共通の利益の増進に寄与す

七億五千万円に改め、これにより中小企業の自ら資金の充実を促進しようとするものであります。次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本日に至り、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、三法律案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

細は会議録に譲ります。



## 農地管理条例案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口嘉久一郎君) 内閣提出、農地管理条例案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。農林大臣坂田英一君。

【國務大臣坂田英一君登壇】

○國務大臣(坂田英一君) 農地管理条例案について、その趣旨を御説明します。

(号外) 農業生産を維持増大して国民食糧の安定的な供給を確保するとともに、農業と他産業との間ににおける所得及び生活水準の格差の是正をはかることが農政の基本であると考えます。そのためには、零細な農業農家を含め農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことによつて生活することができる農家を相当教育成することができることによるところにより、農業の動向から見ますと、農業に専念し、農業所得による所得及び生活水準の格差の是正をはかることが農政の基本であると考えます。そのためには、零細な農業農家を含め農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことによつて生活することができる農家を相当教育成することによって生活することができる農家を相当教育成することがきわめて重要であると存じます。この

ような自立經營農家及びこれに連する協業經營が健全に育成されるためには、農業に専念する農家が漸進的に經營規模を拡大し、生産性の高い農業経営の基礎を確立するとのできる条件がつくられることが必要であります。

最近における農家戸数の推移を見ますと、昭和三十五年から四十年までの間に年平均約八万戸の減少を示しました。この間、都府県で一・五ヘクタール以上の農家が多少增加しておりますが、經營規模の拡大の傾向は必ずしも顕著とは言えない

状況にあります。また、農地についての権利移動を見ますと、自作地の売買等による有償移動の面積は年々増加し、昭和三十九年には約七万五千ヘクタールとなつておりますが、その内容においては、自立經營を目ざす農家の經營規模の拡大の方に向つて行なわれているとは必ずしも言いがたいのであります。

そこで、年々移動している七、八万ヘクタールの農地に着目し、地域の実情に応じ無理なく經營

規模の拡大に資するより方向づけることにより、農業

によって自立しようとする農家及びこれに準

する協業經營の規模拡大を促進することを目途と

して農地管理条例を設立し、農地及び未墾地の

取得についてのあっせん及び融資、農地の売買そ

の他農地移動の円滑化に必要な業務を行なわせる

ため、この法律案を提出したのであります。

政府は、第四十八回通常国会における法案の審議経過等を勘案し、農地管理条例の業務の範囲

に未墾地の取得についてのあっせん及び融資を加

えるとともに、事業團の業務は、今後事業の実施

状況を見、市町村の希望により農村らしい農村の

すべてにおいて実施することを目途として、初年

度四百市町村において行なうものとし、また、農

家に直接接觸する事務は市町村及び系統農協に委

託して処理することとする等、構想を改め、所要

の予算を計上するとともに、この法律案を提出し

た次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります

が、以下、事業実施上特に重要な法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理条例の目的は、「農地等に係る権利の取得が農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与すること」と規定しております。

第二に、事業團の業務に関する規定であります。

まず、事業團の業務の範囲といたしましては、農地、採草放牧地、未墾地またはこれらの附帯施設についての売買または交換のあっせん及びその

取得に必要な資金の貸し付けと、農地、採草放牧地またはこれらにかかる附帯施設についての買い入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けを行なうこととしております。

次に、事業團は、農林大臣の指定する業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものと

しております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業會議の意見を聞いて申し出た場合について行なうこととしております。

さらに、税制上の特例といたしましては、本法案において不動産取得税を軽減することとしておりりますが、また、別途今国会に政府から提出され

ております。この指定期は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業會議の意見を聞いて申し出た場合について行なうこととしております。

さて、事業團の業務執行の方針といたしましては、自立經營になることを目標として農業經營

を改善しよろとする農家及びこれに準ずる農業生

産法人の農地等の取得または借り受けを促進するようになります。

また、事業團の貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とするほか、一定の場合における

一時償還及び償還の猶予、売り渡した農地等の買戻し、農地等の信託にかかる信託法の特例、地方公共団体及び信用農協連合会等に対する業務の委託について規定いたしております。

以上のほか、農地法の適用につきまして、事業

による農地等の買い入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を要しないこととし、また、事業團が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合は、小作地の所有制限は適用せず、更新拒否等についての許可を不要とする等の特例を設けることとしております。

さらに、税制上の特例といたしましては、本法案において不動産取得税を軽減することとしておりりますが、また、別途今国会に政府から提出され

ております。この指定期は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業會議の意見を聞いて申し出た場合について行なうこととしております。

以上が農地管理条例案の趣旨でございま

す。(拍手)

さらに、事業團の業務執行の方針といたしましては、自立經營になることを目標として農業經營を改善しよろとする農家及びこれに準ずる農業生

## 農地管理事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に

## に対する質疑

○議長(山口善久一郎君) ただいまの趣旨の説明に

対して質疑の通告があります。これを許します。

松浦定義君。

## 【松浦定義君登壇】

○松浦定義君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案の農地管理事業団法案に対し、佐藤総理並びに大蔵、農林、労働各大臣に、順次質問をいたします。

わが農業の将来並びに食糧自給対策等、基本的

かつ長期見通しのもとに総合的な検討がなされたかどうか。法案の内容を見るに、わずか一部分の修正にすぎない。わが党が主張した基本的な点は何ら考慮されていない。この点をまずお伺いいたします。

本法案は赤城前農林大臣の構想によるものであり、その内容は、初年度六千町歩、資金百億、十年間で三十三万五千町歩、利子二分、償還期限四十年、特に離農者対策をも考慮されていたものであつたのであります。しかるに、大蔵省の農業整視政策と農民に対する無理解によつて後退し、昨年度提出の原案は、わずか全国で百ヵ町村、一千十萬町歩の農地の移動が必要であります。それでは、離農者に対する何らの対策もないのみならず、二、三年間はテスト方式で、実に自信も確信

もない内容であり、廢棄の取り扱いは当然であつたのであります。

しかるに、佐藤総理は、先般三月一日の本会議における湯山議員の質問に対し、次のような答弁をされているのであります。「農地管理事業団は必要であり、もしそれが一年早くできいたら、こ

としなどは一年間に本格的に働いて実績をあげただらうと思います。」と言明されているのであります。

本格的に働いたら何ができるのか、どのようない実績があがつたとお考へになるのか、具体的にお聞かせ願いたいのであります。

大蔵大臣に伺いたい点は、本法案が日本農業の将来に絶対必要であるとお考へになるならば、赤城前農林大臣の構想をなぜ無視されたのか。金利二分、償還期限四十年を、三分、三十年に切り上げ、事業費は百億を二十億にする、離農者対策は全然無視する、無謀にもひとしい処置であります。わが国の農政は、農林省ではなく、大蔵省や通産省の意のままに振り回され、いよいよ大蔵省農林部的な立場に置かれ、農林省の自主性は全く地に落ちて、関係者の批判とひんしゆくを買っておるのであります。一例を見ても明らかのように、農基法でいう自立農家百万戸育成のためには、九十九兆八千億の資金が必要であります。それに要する資金は、反当二十万円といたましても、

農基法でいう自立農家百万戸育成のためには、九十九兆八千億の資金が必要であります。これは政府の公約であった。農基法審議の焦点であったのであります。この柱である公約を一方的に破棄し、これを今回

の農地管理事業団法案で推進するなどと誇大に宣伝し、内容と責任のすりかえを行なわんとしていることは、農民をこまかそうとしているものであ

り、まことに遺憾であります。金利一分、四十年の資金は最低の要求であると思うが、大蔵大臣の責任ある御答弁を願いたいのであります。

次に、今回再提出の内容は、四百ヵ町村、三千町歩、資金四十億、利子は三分、期間三十年、五

カ年間に八万町歩、おもな改正は、未墾地を加えたことと、市町村農業委員会を受託事務の処理機関に指定する程度にすぎず、問題の離農者対策には一言半句も触れていないのは、小農切り捨てを裏づけるものであり、反論の余地は全くないのであります。農政関係者、学者グループ、特に与党内部にも多くの反対論のあることも明らかであります。この席から申し上げるのはまさに失礼ではありますけれども、去る九日、全国農業会議所主催の全國農業者大会の席上、本院農林水産委員長は、農林委員会を代表してと発言され、日本の農政には全然中心がない、すなわち、食糧の総合政策がない、このよろんな状態で、構造改革がどうとか、やれ農業近代化がどうとか、農地管理事業団などと言つても問題にならないのではないか、だから、場当たり農政、手探り農政だと野党に批判されるのは当然であると、語氣を強めての意見が示され、一同異様の感であつたのであります。本法案の内容の不備不适当性が全国の農業委員会の会長の前で明らかに示され、社会党の反対の態度が

理解されたと思います。(拍手)したがつて、慎重なる検討が必要と考えます。これらの意見に対し、総理の御所見を承りたいのであります。

農林大臣にお尋ねいたしたいことは、この法案は、農地等の権利移動を円滑にして、農業経営規模の拡大等に資することを目的としているのであります。三十九年に自作地の有償移動面積は七万六千町歩、この中には零細兼業農家の取得面積も含まれております。実際に経営規模拡大のための移動は、全耕地面積の一%にすぎないのであります。これは、農家が経営規模を拡大する条件がほんとんどなく、その動きがきわめて低いことを示している。この状態の中で、農地管理事業団がわずか一%の農地移動のその何分の一かの移動を促進することで農業構造改善に寄与するということは、全く意味がないと思うのであります。政府は、積極的に經營拡大できるような条件を問題とすべきではないか。

また、農家が現在經營拡大ができる理由一つは、農地の価格が高いこと、また基幹労働力が不足していること、資金の蓄積がないこと、特に農畜産物価格が不安なことなどであります。四十一年度の農業の動向に関する年次報告は、これまでの高い経済成長は、一面において地価の高騰、兼業農家の増大、農業労働力の質的な低下を招くなど、農業構造の改善を妨げる方向に作用しつつあることを認めております。しかも、今後もこれまでの動きを基本的に変えることはない

と見ているのであります。さらに、優良農地の壊滅面積の増加傾向、また不耕作地面積の増加を明らかにしているが、かかる状態を放置したままで全耕地の一%足らずの流動化を進めて、農業構造の改善にはならない。政府は、まず、優良農地の壊滅防止、農用適地の整備拡充等のため、土地利用区分を明確にし、全額国費で土地改良を実施し、農地価格が宅地の高騰に影響されることのないよう対策を確立すべきであると思うが、農林大臣の御所見を承りたいと思います。

次に、自立經營を目標とする農家の農地取得を促進することを第一に掲げている。ところが、現状は、農業年次報告が兼業農家といえども農地保有の意欲が強いことを指摘しているように、他産業で安定した就業の保証がないために、兼業農家は農地を手放さうとしない。これは当然のことであります。最近の経済不況の影響で、一度離村就職した者が再び離職し帰村する。いわゆる還流人口が増加している傾向から見ても、兼業農家、零細農家が農地を手放す条件はない。しかしながら、北海道の畑作地帯においては、一町村何百町歩という移動を行なわれんとしている実態は、まさにここまで追い込んだ政府の責任であり、わが國農政的一大悲劇といわざるを得ないのであります。この現実を総理並びに農林大臣はどうお考えになるのかを承りたいと思います。

次に、農業年次報告の中で、耕種部門をはじめとして農業生産の停滞傾向が見られることを明らかにしているのであります。さらに、優良農地の壊

かにし、特に兼業農家の生産力が専業農家より劣ることを指摘している。ところが、全耕地面積のうちで兼業農家の耕作面積は實に七一%に達している。このうちの一%ぐらいを年々自立經營に移動させていくくらいでは、農業全体の生産を高めていくためには實に數十年の歳月を要することになる。さらに、一方では、兼業農家の生産への意欲を失わせ、國全体の農業生産の低下を促進することになる。全体の生産を高めようとする見地に立つならば、少數の自立經營に力を注ぐよりも、兼業農、零細農を含めて生産を高める方策を構立すべきであると思います。現に、小規模農家の参加した農業生産法人や、兼業農家も加わった水稲の共同作業など、共同化の方向での經營規模拡大の動きは全国各地に數多くの実例があるではないか。政府はこの方向をこそ伸ばすべきではないか。政府はこの方向をこそ伸ばすべきではないか。農林大臣の御所見を承りたい。

いかと思うが、農林大臣の御所見を承りたい。

次に、自立經營とはいかなる農家をさすのか。適正規模とはどの程度なのか。かつての所得倍増計画では、二町五反と言い、十年間に百万戸の自立農家の育成をすると政府は言明していたが、現にどうなっているのか。このためには約九十万町歩の農地の移動が必要となるが、政府はこれら農地の移動をどう進めようとするのか。農地管理事業団がこの事業に当たるとするならば、あまりにも法案の内容が不備であると思いますが、具体的に数字をあげて計画を明らかにしてほしいのであります。

次に、政府はこの法案を糸口として農地法の改正と小作料の改定を検討していると伝えられるが、事実かどうか伺いたい。

現行農地法は、耕作農民の所有権、耕作権の擁護を原則としており、これを改悪して農地を小敷の上層農に集中させようとすることは、農地制度上重大な問題である。本法案がその糸口となる危険は多分にある。農地法改正の具体的な内容と、それらと本法案との関係を明らかにされたい。もしそれが明らかにできない段階であるならば、この法案のみを切り離して成立させるべきではないと考えられるので、特にこの点明確にしていただきたいと思います。

次に、この事業の機構についてであります。

中央並びに県段階では、役人が一方的に支配する内容になつて、役人の古手が大部分で、すでに中央、県段階では人選がうわさされていると聞くが、この点はどうなのか。

しかして、最も仕事が多くて困難な市町村段階は、わずかの事務費で農業委員会にすべてを押し付ける仕組みになつていて、市町村段階の困難な仕事をまかせるならば、中央並びに県段階も農民の団体である県農業会議、全国農業会議所にまかせて、この制度の農民的、自主的運営をはかるべきである。政府機関は監督の立場にあってこの適正運営を推進することが農民の協力と理解を得る最善の方法と考えるが、どうか。半官半民的な事業団の性格では責任ある事業の遂行はできないと

思ひが、御所見を承りたいのであります。  
次に、労働大臣の御意見を伺います。

この法案の重要な点は、經營の規模の拡大、集団化、農地保有の合理化等、適正円滑に行なうことを目的としているが、これを達成するためには、二つの条件の完全な一致を見なければならぬのであります。すなわち、その一つは、土地を取得する側の農家は、低利長期並びに農地の拡大等有利な条件のもとで生活は安定するが、他方、土地を手放す農家は、離農転業をするにあたり好条件は何一つない状態の中で、生活の不安は何ら解消しないのであります。この両者を比較した場合、あまりにも雲泥の差があるではありますか。先祖代々引き継ぎ永住してきた人たち、また、戦争の犠牲となつて強制疎開させられた人、人知れぬ苦労の連続の中で借金に苦しみながら無計画な入植により今日離農を余儀なくされた者等々に対し、責任ある対策の片りんも見られない本法案は、農民の眞の苦しみを知らない為政者ならいざ知らず、みずから農業を体験している者としては、断じて承認できない内容であります。

労働大臣は、離農者に対する職業安定行政なるものを考えておられるのかどうか、もし考えがあるならば、なぜそれを本法案の中に一項でも加えなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。かつて、石炭政策転換対策として離職者に対してもつた実例があるではありますか。これと同様の取り扱いが必要と考へるせんか。

が、御所見を承りたいのであります。最近、聞くところによると、農民を対象にした国民年金の付加年金制度の新設、また、離農希望者などに対する職業安定行政を拡充する等の意見があると聞くが、その内容を明らかにするとともに、かかる本法案の内容で目的が達成できると考えるならば、その理由を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、したがつて、社会党としては、次の根本的な農業構造政策の実施を考えていることを申し上げておきたいのであります。

最後に、したがつて、社会党としては、次の根本的な農業構造政策の実施を考えていることを申し上げておきたいのであります。

すなわち、国土の高度利用を大胆に計画すべきであります。国土調査、利用区分の策定、農用地造成、農業近代化促進のための国の重点対策を打ち出します。特に、農民年金制度の確立と、農民を社会保障の面で差別しないことなどです。

政府は、農業基本法では西ドイツの例を取り入れ、今回の農地管理事業團構想はフランス、オランダの制度をまねたものといわれているのであります。ここで、諸外国における農地流動化について触れてみたいと思います。

昨年、私は、社会党の第二次歐州農業調査団長として各国の実情を広く見聞いたしましたが、第一は、農地値上がりについて強力な抑制策を取り入れておることであります。したがつて、農民の離農者年金制度など、農民保護の制度が確立しておるのであります。イギリスの場合は、農民の自

主性を尊重しながら農地の流動化が進められ、そのため具体的策として立法化を進めている重要な点は、五十五歳以下で他の職業につく者には、一時金として千ポンド、日本円で百万円を与える、六十五歳以上の離農者には、毎年百ポンド、十万円と、一ユーロ、四反当たり一ポンド、千円、これを離農当時の面積に乗じて与える。また、離農は決して強要せず、共同化を希望する者には共同化に必要な経費の九〇%を国が補助金として支出する等であります。わが国においてもこれに近い政策がとられない限り、国民の食糧不安は絶対に解消できないことを申し上げておきます。総理並びに大臣、農林両大臣の御決意のほどを承りたいのであります。

以上の見地に立って、本法案は名実ともに慎重審議を必要とすることが明らかになつたと思います。したがつて、時間の制約を受ける本会議の質疑では要を尽くすことはできません。本案の重要度にかんがみ、今後当該委員会審議にあたり総理大臣並びに国務大臣の出席方を特に要請いたしました。私は、このことが一年おくれたことはまことに残念だ、かようなことを過日もお答えいたしました。今回は、所要の改正を加えまして、百でなく四百市町村においてこのバイロット的な役割りを果たす、かように考えておりますので、今回はぜひとも御協力を得たい、一日も早くこの審議成立を見まして、自立經營農家に対する政府の態度、また国会の態度というものをお示しをいただきたい、かように思いますし、また農家に対しまして力づけていただきたい、かように思ふ次第であります。

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

農業問題は、申すまでもなく、国民食糧の確保、同時にまた農家経済の充実、そういう意味におきまして最も重要な問題でございます。わが国におきましても、この観点から農業基本法を制定

の具体的策として立法化を進めている重要な点は、五十五歳以下で他の職業につく者には、一時金として千ポンド、日本円で百万円を与える、六十五歳以上の離農者には、毎年百ポンド、十万円と、一ユーロ、四反当たり一ポンド、千円、これを離農当時の面積に乗じて与える。また、離農は決して強要せず、共同化を希望する者には共同化に必要な経費の九〇%を国が補助金として支出する等であります。わが国においてもこれに近い政策がとられない限り、国民の食糧不安は絶対に解消できないことを申し上げておきます。総理並びに大臣、農林両大臣の御決意のほどを承りたいのであります。

次に、農業について、開拓農民の実情等に触れらなかつた。まことに私は残念に思つておる次第であります。もーもこの法律案が成立いたしておきましたならば、これはバイロット的な施策でございますが、百市町村におきまして、そのモデルケースとして、農地管理事業團が事業を開始し、いわゆる自立農家の育成強化に力づけ、また同時に、基本的な体制を整えることができたと思います。私は、このことが一年おくれたことはまことに残念だ、かようなことを過日もお答えいたしました。私は、このことが一年おくれたことはまことに残念だ、かようなことを過日もお答えいたしました。今回は、所要の改正を加えまして、百でなく四百市町村においてこのバイロット的な役割りを果たす、かように考えておりますので、今回はぜひとも御協力を得たい、一日も早くこの審議成立を見まして、自立經營農家に対する政府の態度、また国会の態度というものをお示しをいただきたい、かのように思いますし、また農家に対しまして力づけていただきたい、かように思ふ次第であります。

す。

次に、農業基本法その他農地管理事業團等も諸外国の例を十分参考にしろ、こういうお話をあります。確かにそのとおり私どももする考えであります。もちろん、その国の農業の姿、それは、そのときの経済状況や、また社会的な諸条件、そ

昭和四十一年三月二十九日 槟榔議院会議録第三  
彼らによりましても、すべて外国と同一だ。かう  
うには申せませんが、参考になるべきものは参考  
にするつもりであります。

最後に、この法律案が農政上最も重要な法案であること、これは御指摘のとおりでありますので、私ども、政府として、この法律の審議については十分協力するつもりであります。

○國務大臣(坂田英一君)　ただいま、いろいろの点について御質問があつたわけでございまするが、そのうちで、七、八万町歩の売買が現在行なわれているのであるが、そういうものをどうして「線に沿わすか」という意味の質問であつたのが一点であつたと思うのであります。現在、七、八万町歩の売買がござります。これは必ずしもわれわれが考へておられるような方向には動いておりません。そういう意味合いでござりまするから、でき得る限りこれらの経営拡大のほうに、この売買の機会をとらえてその方向に向かわしてまいりたい、このように考えておるものでござります。

それから、その場合においては、中央においてはほとんど官僚的であるが、地方においても、農業のいわゆる団体関係の状態が、これらの仕事をうまくやれるかどうかという問題でござります。もちろん、こういう点につきましては、実情に即ち

三号 農地管理事業団法案の趣旨説明に対する松永 応させる必要がござりまするので、その点は昨年 よりもだいぶ考えまして、市町村内にあるところ の農業委員会、農業会議、そういう方面的知識をよく吸収する、それからまた、農業協同組合の働きをよくこれに取り入れるということで、その農村の実態に即応するようにはやはり考えまして、これらの方々の実態に即応するものと中央との関係を十分 息を通わせながらこの目的を達成せしめていきた いという考え方から、さようにいたしておるわけで

○國務大臣（福田赳氏君） 赤城構想に比べて、今回の政府案は後退をいたしておるではないかとうお話でござりますが、まず、融資条件について見ますと、赤城農林大臣の当初の構想は四十年、二分、こういうことであつたわけであります。しかし、政府間の話し合い、特に大蔵省との話し合いにおきましては、これが三分、三十年になつたわけであります。これは赤城さん自体がよく了承してきめられたことであります。これを現在農林公庫がやつておりますところの融資条件、つまり自作地取得融資、その条件が三分五厘で二十五年であるというのに比べますすると、相当の改善であり、今日の状況から見て、まず最大限の考慮を払つておる、かように考えております。

また、対象市町村を、当初の赤城さんの原案では、初年度百町村といふことを申されておつたのであります。これを昨年の政府案では百町村にしたのでござりまするが、今回は、当初の赤城構

想同様に四百町村に直してあります。御安心を願  
いたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣小平久雄君登壇〕

○國務大臣(小平久雄君) 私に対する御質問は離農者の職業安定の問題でござりますが、離農者のことは御指摘のとおりでござります。労働省としては、一般的に申しまして、離農者が他に職業を求められるといふ場合には、職業安定協力員あるいは市町村当局、農業委員会等とも十分連絡をとりまして、職業相談あるいは指導、訓練といつたようなことをやっておりますが、特に、農地を処分いたしまして他に職をかねようとなされますところの中高年の方々につきましては、特別に訓練その他をやりまして、これが他への転職を容易にいたそう。そういう策をやっておるわけでござります。特に四十一年度におきましては、職業転換給付制度もだいぶ充実されまするし、あるいは労働市場センター等も整備されまして、その情報の提供もより一そら迅速に相なりますので、こういったことになお一そら力をいたしまして、万遺憾なきを期してまいりたいと考えております。したがつて、本法案の中に職業転換に関する規定を設けなくとも、従来やつておられまする諸施策をお一そら推進することによって、差しつかえないもの、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

う考るかという問題でござります。この問題は、きわめて重要でござりますが、なお十分検討を加えておりますので、この検討を加えつつあるところで御了承を願いたいと思ひます。

(拍手)  
○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

**国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明**

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。建設大臣瀬戸山三男君。

【國務大臣瀬戸山三男君登壇】

○國務大臣(瀬戸山三男君) 国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民経済の均衡ある発展を期し、国土の普遍的開発をはかるためには、その基盤となる交通輸送施設の整備拡充、とりわけ近代的な高速自動車道路網の全国的な整備が必要であることは多言を要しないところであります。

政府におきましては、国土開発総貫自動車道建設法制定以来、鋭意その建設につとめてきたのであります。まして、昨年名神高速道路の全線開通を見、引き続き中央自動車道及び東名自動車道の建設を

推進いたしていところであります。近年急速な発展を遂げつつある自動車交通の実情から見て、さらに飛躍的にその建設を推進すべき段階に至っているものと考えます。

高速自動車道路の建設は、国土開発の根幹となるものであり、国民経済及び国民生活の各般にわたって重大な影響を与えるものでありますから、その整備にあたっては、長期的な視点のもとに、計画的に進めることが必要であります。

御承知のように、高速自動車道路の路線につきましては、現在、国土開発総貫自動車道建設法をはじめとして、六つの法律で定められていて、が、わが国国民経済の今後の発展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは、全国的に見て必ずしも十分ではなく、また、これら路線相互の有機的な結びつきも十分でないうらみがあります。

このような観点から、政府といたしましては、かねてから進めてまいりました高速自動車道路網設定のための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにし、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

まず、国土開発総貫自動車道建設法に、東海道幹線自動車道建設法ほか、これに類する四法を

統合し、「国土開発幹線自動車道建設法」に改める

ことにいたしました。

次に、高速自動車道路網の整備をはかるため、国土開発幹線自動車道を、国土開発幹線自動車道等の必要な路線約二千六百キロメートルを追加して、約七千六百キロメートルの国土開発幹線自動車道の予定路線を別表で定めることいたしました。

また、これらに関連して関係規定の整理を行なうこといたしました。

以上が国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。井谷正吉君。

【井谷正吉君登壇】

○井谷正吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま御提案になりました国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案について申しあげます。井谷正吉君。

政府は、本案をお出しになった理由として、国土開発の基盤たる高速自動車交通網の整備をは

かるため、新たに国土開発幹線自動車道の予定路

線を定める等の必要があるとされ、從来の国土開

発総貫自動車道を、国土開発幹線自動車道とい

う名称に改め、すでに立法されている十四路線に、

さらに対し十八路線を追加して、合計三十二路

線、七千六百キロを、向こう十五カ年に完成する

という、まさに画期的な御構想を提示されたの

であります。

申すまでもなく、我が国の道路は西欧先進国に比べて非常に立ちおくれております。たとえこの高速幹線自動車道が予定されていることく十五

カ年内に完成いたしましたとしても、なお十年の差があるだろうといわれているのでありますから、いま政府がおそまきながらこの遠大な計画に踏み切られたことは、私として一応欣快とするところであります。

しかるところ、ここにはからずも、私どもにとつてはなはだ好ましからぬ世評が起つておるのであります。というのは、新聞等に発表されましたこの高速幹線自動車道三十二路線中には、すこぶる怪しい政治のにおいがするということあります。あれは自民党がその党勢を拡張するための政治路線ではないかといふのであります。しかも、この御発表したや、やがて衆議院の解散、総選挙も近からうとうわさされている今日、地域住民の関心の最も深いこの時期に、いわゆる総花的な予定路線が公にされるといふことは、ますますこの疑心を濃厚にいたしているのであります。

さらに、仄聞するところによりますと、自民党は、本法が通過後、さらに引き続いて所要路線の追加設定を行なう御意向のようでありますから、そなたしますると、これは少なくとも一万キロ以上にも及びまして、好むと好まざるにかかわらず、当然いかがわしい政治路線が混入してまいります。

古来、鉄道、道路等の選定にあたりまして、時の政権が、党勢拡張のために、これを悪用したことは、歴史の証明するところであります。(拍手) 後世のきびしい批判と指弾を受けているのであります。したがいまして、近代民主政党及びそれに属するわれわれは、肝に銘じてかかる邪道におちつては相ならぬと思うのであります。

ことと本改正案によりますと、総理大臣は、国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるために、必要な事項を考慮して、その予定路線を立案するという重大な御職責が明らかにされているのであります。一たびこれを悪用いたしまするならば、それは直ちに国民の信を失うばかりではなく、将来健全なる政党政治を發展せしめることはできないと考えます。

私は、これらについて総理大臣の忌憚なき御所信を承りたかったのでありますけれども、御欠席でありますので、後日適当な機会にお答えを願いたいと思います。

これより建設大臣にお尋ねいたします。

端的に申し上げまして、従来建設省は、この国土開発総合自動車道についてはきわめて熱意がなく、消極的でござりました。したがいまして、議員立法が多かつたわけであります。それがいま、なぜ手のひらを返したように積極的になられたのである。私のはなはだ不可解とするところであります。伝え聞くところによれば、建設省は、こう次から次へと高速道の議員立法をなされた段には、建設省のメンツはあるつぶれである。ゆえに、いまのうちに何とかして議員立法を阻止しておかなばならぬということから考えつかれた、建設省のいわゆる自衛手段であるといふのであります。が、いかがでござりますか。

おかねばならぬということから考えつかれた、建設省のいわゆる自衛手段であるといふのであります。しかし、議員立法をなすが、いかがでござりますか。

おかねばならぬということから考えつかれた、建設省のいわゆる自衛手段であるといふのであります。が、大臣としてはどう考えるかという質問に対し、結局は政治がきめるものだと、どうやうな御答弁にとれましたが、そうすると、このオーバー一百キロは、やはり政治的な御配慮によっておきめになつたのであります。さきにも申し上げましたように、自民党においては、相当濃厚な政治路線を本法案成立後に追加させる予定に聞き及びますが、しかば、これも最終には政治的配慮によって御決定になるのであるか、お伺いをいたしたいと思います。

さて、以下、当面する具体的問題を数点に要約して質問をいたします。

その一つは、建設大臣御提唱の一時間理論帶高速道路網計画であります。が、この構想では、高速道路の総延長は六千七百キロであり、経過地その他特殊事情を考慮して、多少の変更はあるとしてあります。

も、七千キロ以内におさまるであろうとされていましたのであります。が、それがなぜ一躍七千六百キロに増大いたしたのでありますか。私の承知するところでは、議員立法によるものが約五千キロ、そのうち昭和五十五年までに二時間理論帶高速道路網構成に必要とするもの約三千七百キロ、その他新路線約三千キロ、これを合わせて六千七百キロであります。したがいまして、私は、その差の九百キロといふものがどうしてもふに落ちないであります。

先日、大臣は、NHKの対談放送で、このたびの高速自動車道路線は、政治路線との批評が強いが、大臣としてはどう考えるかという質問に対し、結局は政治がきめるものだと、どうやうな御答弁にとれましたが、そうすると、このオーバー一百キロは、やはり政治的な御配慮によっておきめになつたのであります。さきにも申し上げましたように、自民党においては、相当濃厚な政治路線を本法案成立後に追加させる予定に聞き及びますが、しかば、これも最終には政治的配慮によって御決定になるのであるか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、鉄道にしろ、高速自動車道にしろ、すべてこれらは国土開発、輸送効率の増大という、わが国発展のための経済的効率から決定すべきものであると思います。自民党にしても、社会党にしても、その時の政権にある者が、その政治的な効果をねらって、これを謀略の手段に用いるようなことがあります。いずれにいたしましても、実情はかくのことくでありますから、七千六百キロに及ぶこの

ことがあつては相ならぬものだと考えるのであります。が、御所信を承りたいと思います。(拍手) 次に、財源でございます。政府は、本法成立とともに、えんえん實に七千六百キロに及ぶ高速自動車道を十五ヵ年をもつて完成せられるのであります。が、その工費たるや、少なくとも六、七兆円という巨額な費用が必要とされます。政府は、この財源をいかにしておつくりになるお考えでありますか。

国土開発総合自動車道建設の現行法によりますと、高速自動車道はすべて有料であり、その通行料金をもつて建設資金を還元する。償却が終わりまするならば、その高速道は無料で開放されると、いうことになつております。しかし、これは首都圏あるいは近畿圏の一部等で、自動車の交流がきわめてひんぱんである特殊地帯であるならば、あるいは数年を待たずして償却が望めるでありますけれども、これと事情を異にする未開発地域の長距離路線等におきましては、幾十年の歳月を待ちましても、通行料金による建設費の償還をまかなければ、それはとうてい不可能でございます。それどころことはとうてい不可能でございます。それどころではあります。既設の高速道中最も採算率のよいとされておる名神でさえ、通行料金が高いといふので、利用者は金の要らぬ名古屋一天理一大阪のコースを往復する状態であり、このために名神は、四月から料金の値下げをすると聞いております。いずれにいたしましても、実情はかくのことくでありますから、七千六百キロに及ぶこの

報 (号外)

高速自動車道の財源を、ただ通行料金のみに期待する二つはできぬ」と思ひます。

次は、ガソリン税であります。御承知のこと

りがなを行なへたりあるいはガソリンをあらかじめ食わない小型車に切りかえる、こういふような傾向は、今後ますますはなはだしくなると思うのですあります。よつて、この画期的な大高速道の建設を、ガソリン税のみに依存するといふ安易な考え方、もはや今日においては通用いたさぬと思うのであります。

しかば、この財源は一体どこにあるのでありますましょか。かつて名神は、その建設費の一部を世界銀行から借り入れました。しかし、これは電源開発、愛知用水等の例を申し上げますまであります。しかし、政府は、この外資導入等についての何らかのお考えを持つておられるのであるが、あるいはまた、建設公債等を発行しておやりません。

本的に異論を持つものでありますから、お伺いを  
いたします。

の実行は実に容易なものではあります。せんが、大臣、これは一体どこの機関がこれをやろうとするのでありますか。建設省じきじきにおやりになる

任意路線を道路公団が建設すればよいと思いま  
す。

第三は、用地問題であります。一口に七千六百キロと申しましても、これに要する敷地は非常に広大なものと考えます。ことにこのたびは、高架式でなく、土盛り平面式を御採用になると承りますが、そうすれば当然、河川、かんがい水路、農道等にまたがる複雑な問題が起こります。世界一物価の高いわが国とはいえ、外国のそれに比べて五倍、六倍の建設費のかかる高速道路であります。しかも、その半分近くあるいはそれ以上のが用地の買取費であることを考えるならば、この用地問題は資金の問題と並んで、ともに重要な課題であると思います。

最後に、これは、基本的な重要な議題でありますから、明快な御答弁を期待いたします。

の機会に願うこといたします

用地提供者の中には、祖先伝來の耕地を公共のために抛出して、明日よりの生活の道に苦慮する人たちは多いのです。また、中には、「ね 得をして暴利をむさぼる者も少なくありません。さらに、一方においては、この道路が敷設されるために、労せずして地価の暴騰を喜ぶ沿道の土地所有者もあるわけであります。しかも、憲法におきましては、人民の私有権が保障されているといふこの環境において、この用地を接収することについては、大臣はいかなるお考えを持っておられるのでありますか。

大臣、私はつらつら考えますのに、元素、道筋、問題などといふものは、人間の生存生活の上になくてはならない公共共有の施設であります。しかるに、國どもこれを通行する人間どもから通行料金を徴収するなどということは、これはいかなるものであります。どうか。国道や府県道におきましては、幾らか設費がかかりましても、通行料金は取つております。せん。高速自動車道といふのも国道であります。ゆえに、私は、この高速自動車道は、西欧先進国でもそうでありますように、無料道といたしまして、この建設に要する資金は國が思い切つて

○國務大臣(福田赳氏君) 私には、一体財源をどうするんだ、こういうお話をござりまするが、これだけの大事業をやるうといふのですから、この財源、なかなかたいへんであります。しかし、今日わが国の道路は非常に立ちおくれておる、ことと高速道が非常に少ない、こういう状況を考えますときには、万難を排してこれが実現に当たらなければならぬ、かように考えてます。そういう観点から、これを今後どういふふうにやっていくかといふなければならぬ、かように考えてます。そ

第四は、作業面であります。しばしば繰り返す  
ように、この計画は有史以来の大事業であり、そ

入をする、そして観光道路であるとか、直接産業生産に関係がなく、投資回収もまた容易であつ

昭和四十一年三月二十九日 衆議院會議錄第三十三号

この計画を進めていくことが適切じゃないかというふうに考えておるわけであります。何といたしましても、この財源問題はきわめて重大な問題でありますので、私も極力これが実現に協力するという立場で検討してみたい、かように考えております。(拍手)

的な段階でなかつたということであります。ただこの際、先ほど申し上げましたように、六路線になります、国会で決定されました路線を中心にして全国網をきめ、いよいよ本格的な高速道路にかかるところといふのは、先ほど申し上げましたように既存の一級国道はおおむね今年で完了いたします。

治路線といふ意味では、全然そういふものとはちが違いますといふことを申し上げておるわけでござります。

それから、現行の工事であるのが大体五千五百キロであります。が、五千五十キロに対しても七千六百キロはおかしいじゃないか、七千キロといふの

この道路をつくった意義があるような制度をつく  
りたい。これはまたいろいろ皆さんのお知恵もか  
していただきたいと思います。

それから用地問題、これはなかなか困難であります。  
土地収用法の改正等もいたしますが、これ  
はこの道路の性質を御理解してもらつて御協力を

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕  
○國務大臣（瀬戸山三男君） お答えいたします。  
まず第一に、政治路線云々のことがありました  
が、これは總理からあらためてお答えいたします。

七、八年で完了の見通しで進めております。その他の地方道、今年からはいわゆる市町村道に相当のウエートを置くという段階になりました。

でなかつたが、こういうお詫びをうけます。検定の段階ではいろいろ検討いたしております。詳細はここで申し上げませんが、私どもは、あらゆるデータ、将来の日本の農村あるいは山林あるいは

願いたい。今日の段階ではさよう申し上げておきます。もちろん、このために農地を取られて生活に困る人は、別途の方法を講じていきたい、かように考えております。

の意見も聞き、なお、各種の資料から決定したものであります。いわゆる世間でいう政治路線といふものではないということを申し上げておきま  
す。

大動脈でつなく時点である。こういうポイントをはかつて縦貫自動車道を整備しようというわけであります。この際、将来の日本の国づくりの姿といふものをここに国民に明らかにし、国会で決定

将来の発展の度合いあるいは財政の事情等を考え  
て、この程度、七千六百キロあたりがまずまずい  
まの段階では適当であろう。こういう決定をいた  
る全国に一万キロの路線を引きまして、それから

ちろん、これはたいへんなことでありますから、私どもは、現在直轄事業をいたしております技術者等をこのほうに振り向けることも研究いたしております。しかし、新たに別に機関をつくること

たのに、いまさらばかりと出したのは、何か国会の権威と申しますか、そういうものをセーブする考へではないか。そういう考へは全然ございません。

の国土建設に邁進すべき段階に入った、かよくな  
判断でございますから、御了承を願います。

それから、私が先般何かNHKテレビで政治路

それから、財源の問題については、先ほど大臣からお答えいたしましたから、これは省略いたします。これは一番の大変な問題であります。

題でありますから、あわせて検討をいたしたいと思つております。

いては相当長い間調査をいたしております。片谷さん御承知のとおり、まだまだ一級国道が四十一年度、いわゆることでおおむね終わるという日本道路公団の目標でござります。

の問題については総理からお答えいたしますが、あのときに、一体政治路線ということばがあるが、というお話をありました。一体政治路線とは

す。これは今後の重大な問題でありますから検討いたします。けれども、先ほどお話をのように、これを現在の国道のように無料にする、いわゆる無

ながらやつていきたい、かように考えておるわけ  
でござります。(拍手)

大阪、この程度の急に必要なところをやつておる  
ことは御承知のとおりであります。まだまだい  
なかつた。いわゆる東京一小牧、あるいは小牧一  
歩の距離でござる。三ヵ月前だ  
つある中央自動車道等で全面的にに入るといふ財政

言いますと、先ほど申し上げましたように、これは将来の日本をトする大きな政策でありますから、そういう意味から道路政策はすべて政治路線である。たゞしかし、いわゆる通谷に使つてゐる政

米公債の問題は後にしておき、いまは日本の国力あるいはいまの日本の財政能力ではできませんから、ある程度の料金を取つて、産業経済のコストの問題を考えて、たとえば遠距離滅とかいろいろな方法を講じて、将来の日本の准备の必要、

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会  
といたします。

である。ただし、いわゆる通俗に使われる政

いろな方策を講じて、将来の日本の経済の発展、

いたします。

いたします。

いたします。



## (議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案

日本住宅公團法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官退職手当特別法案

物品税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方政府法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

## (内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、国立大学、國立大学の学部、大学院及び附置研究所の新設、國立の学芸大学及び学芸学部の名称変更並びに國立の短期大学の廃止等について規定しようとするもので、その要旨は次とおりである。

1 北見工業大学を新設すること。

2 信州大学に人文学部及び理学部を、佐賀大学に経済学部及び理工学部をそれぞれ新設すること。

3 宇都宮、東京外国语、東京学芸、岐阜、三重、和歌山及び山口の七国立大学に大学院を新設すること。

4 大阪大学に社会経済研究所を附置し、東京医科大学附置の歯科材料研究所の名称及

## び目的を改めること。

5 北海道学芸大学等五国立学芸大学の名称中學芸大学を教育大学に、北海道学芸大学等二十三国立大学の学芸学部を教育学部に改めるのこと。

6 長岡、宇都及び久留米の三国立工業短期大學並びに室蘭工業大学短期大学部を廢止すること。

7 その他所要の規定を整備すること。

8 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

9 長岡、宇都及び久留米の三国立工業短期大學並びに室蘭工業大学短期大学部を廢止すること。

10 その他所要の規定を整備すること。

11 その他所要の規定を整備すること。

12 その他所要の規定を整備すること。

13 その他所要の規定を整備すること。

14 その他所要の規定を整備すること。

15 その他所要の規定を整備すること。

16 その他所要の規定を整備すること。

17 その他所要の規定を整備すること。

18 その他所要の規定を整備すること。

19 その他所要の規定を整備すること。

20 その他所要の規定を整備すること。

21 その他所要の規定を整備すること。

22 その他所要の規定を整備すること。

23 その他所要の規定を整備すること。

24 その他所要の規定を整備すること。

25 その他所要の規定を整備すること。

26 その他所要の規定を整備すること。

27 その他所要の規定を整備すること。

28 その他所要の規定を整備すること。

29 その他所要の規定を整備すること。

30 その他所要の規定を整備すること。

31 その他所要の規定を整備すること。

32 その他所要の規定を整備すること。

33 その他所要の規定を整備すること。

34 その他所要の規定を整備すること。

35 その他所要の規定を整備すること。

36 その他所要の規定を整備すること。

## 2 国立大学の新設等による教職員増員等のため、文部省の職員の定員を三、九一五人増員して次のよう改める。

本省 九七、五一七人、うち九五、一八三人は國立学校の職員とする。(増員三、

九〇八人、うち三、九〇七人は國立学校の職員)

文化財保護委員会 五四六人(増員七人)

合計 九八、〇六三人

なお、施行期日は、本年五月一日としている。ただし、定員に関する改正規定は本年四月一日から施行することとしている。

文化財保護委員会 五四六人(増員七人)

合計 九八、〇六三人

## 二 議案の可決理由

本案は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙とのおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度産業投資特別会計予算に中小企業金融公庫への出資金として一億五千万円(名古屋中小企業投資育成株式会社に対する出資金)が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月二十九日  
商工委員長 天野 公義

企业文化投資育成株式会社に対する出資金が計上されている。

右報告する。

## 二 議案の可決理由

本案は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙とのおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度産業投資特別会計予算に中小企業金融公庫への出資金として一億五千万円(名古屋中小企業投資育成株式会社に対する出資金)が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月二十九日  
商工委員長 天野 公義

企业文化投資育成株式会社に対する出資金が計上されている。

右報告する。

3 現行法では、減価償却の特例を受ける対象は「資本の額若しくは出資の総額が五千万円かつ常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人」に限ることになつてゐるのを「資本の額若しくは出資の総額が五千万円又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社、個人及び企業組合」に適用することに改め、対象を拡大すること。

4 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、中小企業の近代化を促進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附すことに決した。

昭和四十一年三月二十九日

商工委員長 天野 公義

〔別紙〕

衆議院議長 山口喜久一郎殿

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、事業協同組合が中小企業近代化促進のために重要な役割を果たしていることから、本法に定める税制上の優遇措置を事業協同組合も受けられるよう早急に措置すべきである。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、中小企業の近代化を一層促進するため、中小企業高度化資金の貸付条件等について助成内容の充実を図るとともに、小売商業連鎖化(いわゆるボランタリー・チェーン)事業の助成、中小企業者、特に小規模企業者への施設の譲渡又は貸付け等の物的な貸与制度による助成

及び中小企業の組合が構造改善事業を行なうたために積み立てる資金に対して税制上の優遇措置を講ずる制度を新設しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

## (1) 題名の改正

税制上の助成措置を新たに設けるため、法律の題名を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

## (2) 資金助成事業の拡大

小売商業連鎖化(いわゆるボランタリーチェーン)事業の助成

小売商業の近代化を促進するため、次に掲げるものが、いわゆるボランタリー・チェーンの本部となつて小売商業者のための連鎖化事業を推進する場合に、チェーン本部の施設の設置に必要な資金を中小企業高度化資金のなかから貸し付ける。

(1) 商業者を組合員とする事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合を会員とする協同組合連合会

(2) (1)に掲げる者の組合員又は所屬員会社

(3) 中小商業者が資本の額又は出資の総額の大部を出資して設立する会社(商業を営むものに限る)。

(4) 中小商業者が資本の額又は出資の総額の大部を出資して設立する会社(商業を営むものに限る)。

小規模事業者の構造の高度化を促進するため、都道府県が共同工場を建設し、この共同工場に同一又は関連業種に属する小規模事業者を収容して、共同生産、共同出荷等の協業化を積極的に指導、推進するとともに、その共同工場施設を長期にわたつて割賦譲渡又は貸付けを行なうもので、その助成方法等は次のとおりである。

(1) 都道府県は、國からの貸付金(中小企

業設備近代化資金のうち汚水処理施設又は煙処理施設に係る貸付金の償還期間を九九年から十二年に延長する。

の二以内)と、それと同額以上の自己資金を財源として貸与事業を行なう。工場集団化と事業の共同化に資するものである。

イ 小規模工業者(従業員二〇人以下)の工場集団化と事業の共同化に資するものである。

ロ 「製造業又は物品の加工修理業を資格事業とする事業協同組合、事業協同組合員若しくは所属員」に対し工場設備を譲渡又は貸付けを行なうものであること。

小組合、協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員に対し工場設備を譲渡又は貸付けを行なうものであること。

小組合、協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員に対し工場設備を譲渡又は貸付けを行なうものであること。

小組合、協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員に対し工場設備を譲渡又は貸付けを行なうものであること。

ハ 事業内容が政令基準に該当するものであること。

の二以内)と、それと同額以上の自己資金を貸付条件の緩和用する設備を追加する。

2 中小企業高度化資金の償還期間を七年から十年に、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金のうち汚水処理施設又は煙処理施設に係る貸付金の償還期間を九年から十二年に延長する。

3 構造改善事業についての課税の特例

中小企業構造改善事業とは、中小企業者が一定の資金を特定の事業協同組合、商工組合等に積み立て、その累積した資金で事業の共同化、工場、店舗等の集団化等を行なう事業を指すもので、本制度はその場合の課税について次のとおり特例を設けるものである。

1 事業協同組合等は、事業に必要な資金の額、その調達方法及び経費の賦課基準等に因する中小企業構造改善事業計画を策定し、その計画が政令基準に該当するものであるときは、主務大臣の承認を受けることができる。

2 承認された計画に基づいて中小企業者が組合に納付する賦課金は、税制上、納付組合員の損金とし、受入組合は納付金を準備金として積み立てている間は益金に算入されないこととする。

3 構造改善事業を行なうため準備金をとりくす場合には、新たに取得する共同施設については初年度三分の一、建物については十分の一の割増償却を認める。

4 前記(2)及び(3)の課税の特例は租税特別措置法の規定を改正して措置する。なお、この特例は昭和四十三年三月三十日までの二年間に「1」の承認を受けた事業計画に限り認められる。

